

難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告

令和元年6月7日
難聴児の早期支援に向けた
保健・医療・福祉・教育の
連携プロジェクトチーム

1. プロジェクトチーム設置の背景

難聴は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、より有効に音声言語の発達を促すことが可能となっていることから、難聴児に対する早期支援の取組の促進が極めて重要であり、その一層の推進が求められている。また、難聴児に対する早期療育の促進のためには、難聴児及びその家族に対して、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関等の関係機関が連携して、支援を行う必要性が指摘されている。

こうした課題を踏まえ、各地方公共団体における保健、医療、福祉及び教育部局並びに医療機関等の関係機関の連携をより一層推進し、難聴児本人及びその家族への支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し検討を進めるため、本年3月に両省の副大臣を共同議長とする「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト」を立ち上げた。

2. 保健・医療・福祉・教育の連携や保護者支援の課題等

本プロジェクトにおいては、保健・医療・福祉・教育それぞれの分野で難聴児支援に携わる関係団体や地方公共団体などから現状の課題や取組について報告を受け、以下のような課題や意見が出された。

1) 保健・医療・福祉・教育の連携に係る課題等

- ・ 難聴児への早期介入（特に0歳児から3歳児）が不十分で、適切なタイミングで医療や療育の提供がなされていない。
- ・ 保護者が安心して難聴児を育てられる環境をつくるため、新生児聴覚検査から医療、福祉、教育との連携が極めて重要であり、様々なニーズに対応した切れ目ない支援体制の構築が必要。
- ・ 難聴児が新生児聴覚検査を受けてからその後どのような支援を受けているか地方公共団体でフォローする体制が必要。
- ・ 新生児聴覚検査の公費負担や難聴に関する療育施設の有無に地域格差がある。
- ・ 難聴児の療育に関するセンター的機能を担う機関が必要。
- ・ 国の療育に対する指針がないため、学校現場や療育の現場の支援が地方公共団体任せになっている。国において補聴器や人工内耳を入れてから療育までの指針を作成するべき。

- ・ ろう学校における難聴児を含む乳幼児教育相談の充実が必要。
- ・ 難聴児が地域で孤立せず、地域とつながり、さらに、どういう選択をし、どういう立場にいる難聴児でも尊重され、最大限の能力が発揮できるよう支援していく必要がある。

2) 保護者支援に係る課題等

- ・ 新生児聴覚検査でリファーとなった新生児の保護者への専門家の支援、相談機能の充実が必要。
- ・ 難聴児及びその家族がとり得る対応の選択肢が増加していることも影響し、難聴児及びその家族に情報が不足している。情報提供の充実が急務。難聴児への継続的な療育の重要性を保護者に伝えることも重要。

3. 厚生労働省・文部科学省として今後取り組むべき方向性について

難聴児及びその家族に対する支援については、各地方公共団体の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療機関、学校、難聴児の支援に係る事業所等といった複数の機関がそれぞれの立場から関わっている。

このような状況で、難聴児の早期支援を更に促進するためには、保健、医療、福祉及び教育に関する部局と教育委員会で各制度を所管している各地方公共団体において、相互の垣根を排除し、新生児期から乳幼児期、学齢期まで切れ目なく支援していく連携体制を、各地方公共団体それぞれの実態を踏まえて整備することが重要である。そして、難聴児及びその家族が、我が国のどこに住んでいても切れ目ない支援を受けることができるよう体制を整備することも必要である。

このため、今後、国においては、文部科学省と厚生労働省が連携して、以下に示す各地方公共団体における保健、医療、福祉及び教育の連携の促進に資する取組を進めていくこととする。

(1) 各都道府県における「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」や「難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）」の策定の促進

《課題》

- 新生児聴覚スクリーニングでリファーとなった際、保護者に対して難聴に関する基本情報や今後の療育の選択に係る情報の提供がなく、保護者が子どもの将来に見通しが持てない場合がある。
- 保護者への情報提供を含め各都道府県における難聴児支援の取組に地域差が存在しているとの指摘がある。

《対応》

- 国は、各都道府県において新生児聴覚スクリーニングでリファーとなった場合に早期に対応が可能となるよう、都道府県ごとに精密検査医療機関、人工内耳や補聴器、手話など今後のとりうる選択肢の提示、療育機関の連絡先等を具体的に記した

「新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引書」を作成するよう促す。その一環として、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、同手引書を自治体の第2次障害児福祉計画（2021年度～2026年度）に位置付ける。また、都道府県における同手引書の作成の参考となるよう、市町村における新生児聴覚検査の実施から療育への連携の状況について、実態調査及び好事例の収集を行い、同手引書の標準例を作成し、支援へ繋げるためのフォローアップ体制の整備等を促す。

- 国は、2019年度より、難聴児への効果的な療育手法に関する研究を実施し、2021年度には難聴児の早期療育に係る多職種連携ガイドライン等を作成する。
- 国は、各都道府県において、地域の特性に応じ、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するためのプラン（難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮））を作成するよう促す。併せて、国は、難聴児支援に関わる関係者を構成員に含む専門家会議を2020年度目途に立ち上げ、難聴児の早期療育に係る多職種連携ガイドライン等を踏まえて、新生児聴覚検査に係る取組の推進、早期療育の促進のための保健、医療、福祉、教育の連携の促進、難聴児の保護者への適切な情報提供の促進等を内容とする基本方針を、都道府県における難聴児早期発見・早期療育推進プラン（仮）の作成の指針として、2021年度の早期に作成する。

(2) 新生児聴覚検査

《課題》

- 平成29年度「新生児聴覚検査の実施状況について」（厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ）において、受診の有無を把握し、かつ受診人数を集計している市町村における出生児に対する初回検査の実施率は81.8%、初回検査の公費負担を実施している市町村は22.6%にとどまっている。
- また、精密検査の結果を把握している自治体は67.7%、検査により把握した要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるための指導援助を行っている市区町村は57.8%であり、検査の結果を踏まえて必要な支援につなげる体制が十分に整っていない。

《対応》

- 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）の成立も踏まえ、新生児聴覚検査の実施率の向上を図るとともに、都道府県に対し、新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備のための協議会の設置を引き続き促すなど市町村における検査実施体制の整備等のための支援の充実等に取り組む。
- 新生児聴覚検査の実施率向上のために、医療関係者等に対しても、検査の確実な実施等の協力を依頼する。
- 新生児聴覚検査の検査費用の公費負担については、地方財政措置が講じられていることから、積極的に公費負担を実施するよう通知等において市町村へ働きかけを行っており、引き続き、経済的な理由で受検しないということのないよう、

様々な機会を通じて、市町村に対し、取組を促す。

- 新生児聴覚検査の重要性について、自治体や関係機関と連携し、保護者等に対し普及・啓発を行う。

(3) 人工内耳の取扱い

〈課題〉

- 聴覚障害のある方に対し、医学的必要性に基づき行った人工内耳の植込・交換に係る手術の費用や、人工内耳用材料の費用については、保険適用となっているが、破損し交換する場合の費用負担について、さらなる周知が必要である。

〈対応〉

- 国は、人工内耳の体外器を破損し交換する場合に医療保険の対象となることなど、負担軽減のため必要な情報の周知等を行う。また、人工内耳を利用している方が安心して生活できる環境の整備に向け取り組む。

(4) 乳幼児の療育

〈課題〉

- 聴覚障害児には早期の支援が必要であるが現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差が見られる。
- 特に3歳未満に関して、特別支援学校（聴覚障害）の幼稚部に入学できず、現在は、乳幼児教育相談や児童発達支援センター（主に難聴児を対象とする）で対応しているが、十分な体制ではない。

〈対応〉

- 難聴児支援のための中核機能の強化等
 - ・ 就学前の療育について、保健・医療・福祉・教育の各機関の連携を強化し、難聴児の保護者に十分な情報を提供し、難聴児が個々の状況に応じて柔軟に療育を受けられるように取り組む。
 - ・ 難聴児が身近な場所で相談や療育が受けられるよう、既存の施設・特別支援学校（聴覚障害）等の活用を含め、各都道府県に1カ所以上、難聴児支援のための中核機能を整備することを目指す。
 - ・ 当該中核機能の受け皿として、児童発達支援センター・事業所の機能を強化するため、言語聴覚士（ST）等の活用について評価するなど次期障害福祉サービス等報酬改定において検討する。
 - ・ 乳幼児教育相談の拡充や児童発達支援に係る事業の活用、特別支援教育の専門家等の配置の促進などにより、特別支援学校（聴覚障害）における早期支援の充実を図る。
- 難聴児に対する訪問型支援の強化
 - ・ 難聴の対応には超早期からの適切な支援が必要なため、新生児聴覚検査でリファアとなった乳児等、外出が困難な状態の児童を、居宅訪問型児童発達支援の対象に追加することを検討する。

4. 終わりに

難聴は、早期に発見し、適切な支援が行われれば、音声言語の発達の促進やその他のコミュニケーション手段の早期獲得など、難聴児の今後の日常生活をより豊かにする効果が期待できると言われている。そのため、一億総活躍社会の実現を目指す我が国における難聴児の早期支援の充実は、早急に実現されるべきものである。

しかし、現在の難聴児への支援は、各地域における保健・医療・福祉・教育に関する地方公共団体の各部局や医療機関等の関係機関において行われており、その連携が不十分で支援や情報提供が行き届いていない地域も見られる。

本プロジェクトでは、そのような地域格差を解消し、全ての難聴児とその家族に、早期に適切な支援と情報を届けるために必要となる保健・医療・福祉・教育の連携に向けた具体的な取組について検討を行った。

今後、各機関の支援を単発の取組に終わらせず、相互に高め合い最大限の効果をあげるために、保健・医療・福祉・教育の関係機関が相互に連携し、一体となって難聴児への切れ目のない支援を行うための体制を全国各地で構築するべく、厚生労働省及び文部科学省は、このプロジェクト報告に記載されている取組を早急に実行に移していく。

さらに、記載のある取組だけに留まらず、引き続き、厚生労働省及び文部科学省の両省間の連携を緊密に図り、難聴児とその家族の将来のための切れ目のない支援を今後も進めていく。

(以上)

